

沖縄建築確認検査センター株式会社
すまい給付金申請に係る対象住宅証明書発行業務 料金規程

(趣旨)

第1条 この規定は、沖縄建築確認検査センター株式会社(以下、「機関」という。)が別に定める「現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務要領」(以下、要領といふ。)に基づき当機関が実施する証明書発行業務の料金について必要な事項を定める。

(審査料金)

第2条 証明書発行業務の料金について下表による。 (単位:円、消費税別)

①	当機関による確認検査等によるもの	20,000
②	当機関による住宅性能評価書等で基準への適合が確認できるもの	7,000
③	他機関による住宅性能評価書等で基準への適合が確認できるもの	15,000
④	上記以外	30,000

※上表は1住戸当たりの料金とする。

※共同住宅の1住戸のみの申請で耐震性の審査を要する場合は別途見積りとなります。

※表④の場合で限界耐力計算法等による審査を要する場合は別途見積りとなります。

※住宅性能評価書等とは、業務要領5、2)による。

※証明書の滅失、汚損・破損による再発行 1住戸当たり ¥2,000 (税別)

(審査料金の減額)

第3条 機関は、第2条の料金表によるほか、審査を効率的に実施できると判断した場合、審査料金を減額することができるものとする。

(審査料金の増額)

第4条 機関は、次に掲げる場合に審査料金を増額することができるものとする。

①証明書発行前に、申請者の都合により再審査が必要となったとき。

②機関の責にきすことのできない事由により、業務期日を延期したとき。

(審査料金の返還)

第5条 収納した審査料金は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により審査の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(別途協議)

第6条 その他特別な事情により、上記の料金によらない場合は、当機関と別途協議した額とすることができる。

(附則)

この規定は平成28年9月1日より施行する。